

当初設計書		設 計		精 算	
<p>起工番号 : 上整修41号 履行期間 : 70日間</p> <p>会計年度 : 令和 6 年度 単価世代 : 令和06年11月01日 公共</p> <p>事業名 : 配給水管維持管理対策事業 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日</p> <p>修繕名 : 竹野校区舗装修繕(T794号線)</p> <p>設計部課名 : 上下水道部上水道整備課</p> <p>修繕場所 : 久留米市 田主丸町竹野 地内</p>					
設 計 の 概 要	<p>(当初設計)</p> <p>修繕延長 L=160m</p> <p>舗装工 A=624m²</p> <p>区画線工 L=240m</p> <p>土工 V=6.4m³</p>				

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装修繕	1	式				
舗装工	1	式				
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコ(13) 平均幅員3.0m超 プライムコート 締固密度2.35	624	m2			P 1号	
不陸整正 29mm以上34mm未満 再生粒度調整砕石 RM25	624	m2			P 2号	
区画線工	1	式				
区画線設置 熔融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	160	m			施 1号	
区画線設置 熔融式手動 破線 15cm 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	80	m			施 2号	
土工	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準	6.4	m3			P 3号	

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³) 土砂 2.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	6.4	m ³			P 4号	
建設発生土処分料 第3種建設発生土	6.4	m ³				
路肩盛土 改良土	6.4	m ³			単 1号	
構造物取壊工	1	式				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	7	m			P 5号	
泥水運搬(昼間)(3トラック、吸引積込含む) 運搬距離7.0km超え14.0km以下	1	m ³				
廃棄物処理費(中間処理) アスファルト切断時濁水	1	m ³				
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下 障害等無し 積込作業有 騒音振動対策不要	624	m ²			P 6号	
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) 11.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	31	m ³			P 7号	

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
産業廃棄物中間処理料アスファルト(掘削) (積算単価)久留米県土管内	31	m3				
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員B	10	人日			施 3 号	
直接修繕費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純修繕費	1	式				
現場管理費	1	式				
	1	式				

本 修 繕 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
修繕原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
修繕価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

**竹野校区舗装修繕(T794号線)
特記仕様書**

令和6年度

久留米市

上下水道部 上水道整備課

作成:令和6年12月

特記仕様書

1. 適用	<p>(1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。</p> <p>(2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土木工事共通仕様書(福岡県県土整備部) ■ 土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部) ■ 舗装設計施工指針((社)日本道路協会) □ 道路橋示方書・同解説((社)日本道路協会) □ 下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部) □ 久留米市公共下水道標準仕様書 □ 下水道工事施工管理マニュアル ■ 道路土工指針 □ コンクリート標準示方書 □ □ □
2. 共通事項	
①他工事との調整	<p>□ 近接の工事とは、常に十分な調整を図らねばならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の発注工事と調整を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 久留米市発注の工事 () □ 久留米市企業局発注の工事 () □ その他官公庁関係の工事(発注者) () □ 九州電力発注の工事 □ NTT発注の工事 □ その他通信事業者の工事(企業名) () □ その他の工事(発注者) ()
②事前調査	<p>■ 着手に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握のうえ施工しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 着手前測量 (縦横断測量) □ 上空調査 () ■ 地下調査 (既設埋設管路の位置確認) □ 影響調査 () □ その他 ()
③本修繕の制限	<p>■ 本修繕の施工にあたり、施工内容・施工時期・施工時間等について、下記の制限があるので、遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 施工内容 () □ 施工時期 () ■ 施工時間 (道路使用許可に準すること) □ その他 () <p>□ 無</p> <p>※ やむを得ず、作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。</p>

④週休2日に関する事項	<p>■ 週休2日の試行対象修繕</p> <p>(1) 試行内容については、「久留米市週休2日試行工事(土木)実施要領」によること。ただし、第5条(間接工事費等の補正)については、当初設計時より計上している。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>
⑤遠隔臨場検査に関する事項	<p>□ 遠隔臨場の試行対象修繕</p> <p>(1) 試行内容については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」によること。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>
⑥情報共有システムに関する事項	<p>□ 情報共有システムの試行対象修繕</p> <p>(1) 試行内容については、「久留米市情報共有システム試行要領」によること。</p> <p>(2) 受注者が活用を希望する場合は、上記の実施要領を参照し発注者と協議すること。</p>
⑦産業廃棄物の運搬・処分	<p>(1) 産業廃棄物の運搬車等に係る標示の義務付け有り。</p> <p>(2) 産業廃棄物の運搬車等に係る書面備え付けの義務付け有り。</p> <p>(3) 運搬処理について、下記項目の写真を品目毎に提出しなければならない。 なお、状況写真では車両ナンバーが確認できるように撮影すること。 ①施工状況、積込み等の搬出状況写真 ②処理施設搬入における施設名看板等を背景にした状況写真</p> <p>(4) 請負者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の原本を監督職員に提示しなければならない。</p> <p>(6) 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、請負者は濁水量を取りまとめのうえ、監督職員と協議を行い契約変更の対象とする。</p> <p>(7) 請負者は、当該濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの原本を監督職員に提示しなければならない。</p> <p>■ 資源の有効な利用の促進に関する法律の規定により 「再生資源利用計画(実施)書」及び「再生資源利用促進計画(実施)書」は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」による修繕情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」を監督職員に提出し、その内容を説明しなければならない。 なお、修繕完了後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p>
⑧事後調査	<p>■ 竣工にあたり、事前調査の状況報告、復元等について報告すること。</p> <p>下記の事後調査については、その結果を監督職員に報告すること。</p> <p>■ 竣工時測量 (縦横断測量)</p> <p>□ 上空復元報告 ()</p> <p>□ 地下調査報告 ()</p> <p>□ 影響調査報告 ()</p> <p>□ その他 ()</p>

3. 土工																
①残土(建設発生土)処分	■ 改良土プラント施設処分地の指定(下記)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 203 960 253">処分地の名称</th> <th data-bbox="960 203 1423 253">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 253 960 302">(株)郷原組</td> <td data-bbox="960 253 1423 302">久留米市田主丸町志塚島 字北内畑804-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 302 960 351"></td> <td data-bbox="960 302 1423 351"></td> </tr> </tbody> </table>		処分地の名称	所在地	(株)郷原組	久留米市田主丸町志塚島 字北内畑804-1										
	処分地の名称	所在地														
	(株)郷原組	久留米市田主丸町志塚島 字北内畑804-1														
<p>設計の搬出先を上記に示す。 ただし、指定先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。 なお、選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。 修繕着手前までに「建設発生土処分地計画書」、修繕完了後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 なお、COBRIS対象工事は「受領書」もあわせて提出すること。</p>																
②埋戻し	□ その他処分地の指定(下記)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 907 960 956">処分地の所在地</th> <th data-bbox="960 907 1423 956">受入側の修繕名又は事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 956 960 1005"></td> <td data-bbox="960 956 1423 1005"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1005 960 1055"></td> <td data-bbox="960 1005 1423 1055"></td> </tr> </tbody> </table>		処分地の所在地	受入側の修繕名又は事業名												
	処分地の所在地	受入側の修繕名又は事業名														
<p>修繕着手前までに「建設発生土処分地計画書」、修繕完了後に「建設発生土処分地確認書」を監督職員へ速やかに提出すること。 また、処分方法等については、監督職員の指示による</p>																
4. コンクリート工																
①生コンクリート仕様	□ 下記仕様による															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 1346 754 1395">種別</th> <th data-bbox="754 1346 960 1395">σ_{ck}</th> <th data-bbox="960 1346 1201 1395">最大粗骨材寸法</th> <th data-bbox="1201 1346 1423 1395">スランプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 1395 754 1444"></td> <td data-bbox="754 1395 960 1444"></td> <td data-bbox="960 1395 1201 1444"></td> <td data-bbox="1201 1395 1423 1444"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1444 754 1491"></td> <td data-bbox="754 1444 960 1491"></td> <td data-bbox="960 1444 1201 1491"></td> <td data-bbox="1201 1444 1423 1491"></td> </tr> </tbody> </table>				種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ								
	種別	σ_{ck}	最大粗骨材寸法	スランプ												
□ 一般仕様書による																
②セメントの指定	□ 下記仕様による															
	<input type="checkbox"/> 高炉セメントB種 <input type="checkbox"/> 普通ポルトランドセメント <input type="checkbox"/> その他()															
③水:セメント比	□ 水:セメント比に指定有り(鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートは60%以下とする。)															
	□ 水:セメント比は標準とする															

5. 基礎工					
①杭基礎	<input type="checkbox"/> 本修繕において杭基礎有り				
	<input type="checkbox"/> 杭の許容支持力は下記による				
	施設名		支持力		
			KN/本		
			KN/本		
	<input type="checkbox"/> 試験杭の指定				
	施設名		本数	杭長	備考
			監督職員の指示による	- m	1. 本杭に使用し、余長分は切断
					2. 位置は監督職員と協議
					3. 杭長以外の仕様は本杭と同じ
試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は、監督職員と協議する。					
<input type="checkbox"/> 施工方法					
<input type="checkbox"/> プレホーリング拡大根固め工法[建設大臣認定]					
<input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 載荷試験					
<input type="checkbox"/> 要(本)					
<input type="checkbox"/> 不要					
<input type="checkbox"/> 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による					
<input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において杭基礎無し					
②直接基礎	<input type="checkbox"/> 本修繕において直接基礎有り				
	<input type="checkbox"/> 載荷試験 要				
	試験法()				
	<input type="checkbox"/> 載荷試験 不要				
<input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において直接基礎無し					

6. 仮設工	<input type="checkbox"/> 指定仮設工法有り <input type="checkbox"/> 任意仮設工法有り <input checked="" type="checkbox"/> 本修繕において仮設工無し								
①土留工	<input type="checkbox"/> 本修繕において土留工法有り <input type="checkbox"/> 一般仕様による <input type="checkbox"/> 指定工法 <table border="1" data-bbox="520 349 1426 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 349 960 387">仮設材</th> <th data-bbox="960 349 1426 387">工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 387 960 425"></td> <td data-bbox="960 387 1426 425"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 425 960 465"></td> <td data-bbox="960 425 1426 465"></td> </tr> </tbody> </table>	仮設材	工法						
仮設材	工法								
②仮設物の存置	<input type="checkbox"/> 本修繕において仮設物の存置有り <input type="checkbox"/> 本修繕で施工する下記仮設物については、修繕完了後も存置すること。 <table border="1" data-bbox="520 584 1426 660"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 584 753 622">仮設物の内容</th> <th data-bbox="753 584 1426 622"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 622 753 660"></td> <td data-bbox="753 622 1426 660"></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 本修繕で使用する下記仮設物については、既に設置済みである。 <table border="1" data-bbox="520 741 1426 817"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 741 753 779">仮設物の内容</th> <th data-bbox="753 741 1426 779"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 779 753 817"></td> <td data-bbox="753 779 1426 817"></td> </tr> </tbody> </table>	仮設物の内容				仮設物の内容			
仮設物の内容									
仮設物の内容									
③水替工	<input type="checkbox"/> 本修繕において水替工有り <input type="checkbox"/> 釜場排水 <input type="checkbox"/> ウェルポイント(設計図書による) <input type="checkbox"/> ディープウェル(設計図書による) <input type="checkbox"/> その他 ()								

7. その他							
①付帯工	<input type="checkbox"/> 付帯工にあたり下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="520 192 1426 309"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 192 960 230">工種</th> <th data-bbox="960 192 1426 230">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 230 960 268"></td> <td data-bbox="960 230 1426 268"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 268 960 309"></td> <td data-bbox="960 268 1426 309"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	指定事項				
工種	指定事項						
②材料規格指定について	<input checked="" type="checkbox"/> JIS規格 <input type="checkbox"/> 材料規格に下記指定事項有り <table border="1" data-bbox="520 427 1426 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 427 960 465">品名</th> <th data-bbox="960 427 1426 465">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 465 960 504"></td> <td data-bbox="960 465 1426 504"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 504 960 544"></td> <td data-bbox="960 504 1426 544"></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 指定事項無し	品名	備考				
品名	備考						
③本修繕の注意事項	<input type="checkbox"/> 本修繕は竹野小学校の正門から半径500m以内の指定通学路を施工するため、十分な安全対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 本修繕は来客者用駐車場を保有する店舗の沿線を施工するため、出入口の確保を講じること。 <input type="checkbox"/> 本修繕は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を施工するため、緊急車両の通行や迂回路の確保を講じること。 <input type="checkbox"/> 本修繕は夜間修繕のため周辺家屋等への環境対策を講じること。 <input type="checkbox"/> 施設管理者(道路)等による本修繕の注意事項 () <input type="checkbox"/> 本修繕は概算数量設計のため別紙仕様書有り <input type="checkbox"/> ○○○の資材単価については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い特別調査が困難であったため、発注時は見積りにより○○○○○○円(税抜き)と設定している。本資材単価については、契約後の特別調査の結果次第では設計変更の対象となる。 (1) 本修繕は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上および迅速化を目的として、設計変更および修繕中止等の協議を行うため、受注者は、「設計変更協議会」の開催を求めることができる。 ただし、上記「協議会」開催の申し出については、履行期間末の30日前(履行期間が60日以下の修繕については20日前)までに行なうものとする。 (2) その他、本修繕に際し、疑義が生じた場合は、すみやかに監督職員と協議すること。 (3) 現場代理人、主任技術者は、腕章を着用すること。 (4) 受注者は、本修繕に起因する土砂等の散乱により道路を汚した場合は、すみやかに路面の清掃を行うこと。ただし、通行障害や低温時の散水による路面凍結事故等が発生しないよう、天候等を慎重に判断した上で、公衆の安全性が確保された方法による対策を講じること。 (5) 代価表については、原則的に添付しない。						

<p>④交通誘導員</p>	<p>■ 交通誘導員有り</p> <p><input type="checkbox"/> 指定路線での修繕</p> <p>(第1条) 本修繕は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。なお、「警備員等の検定等に関する規則」第2条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。</p> <table border="1" data-bbox="520 398 1347 712"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級交通誘導警備検定合格者</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等</td> <td>・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(第2条) 本修繕における交通誘導員は、規制箇所毎に交通誘導員Aを1名、それ以外を全て交通誘導員Bで計上しているが、交通管理者との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。なお交通誘導員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員をいい、交通誘導員Bとは、交通誘導員A以外の1級又は2級検定合格警備員、及び監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者をいう。</p> <p>■ 指定路線外での修繕</p> <p>(第1条) 本修繕は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通誘導員は交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。</p> <p>配置箇所</p> <p>■ 施工区間の前後</p> <p><input type="checkbox"/> 交差点部</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>(歩行者誘導1人)</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導員無し</p> <p>交通誘導員については、原則設計計上しない。</p>	資 格	資 格 要 件	1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者	交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者
資 格	資 格 要 件						
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者						
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者						
<p>8. 共通仮設費</p>							
<p>1) 運搬費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>2) 準備費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>3) 事業損失防止施設費</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定事項有り</p> <p>■ 指定事項無し</p>						
<p>4) 安全費 工事標識、保安施設標識</p>	<p>工事標識、保安施設標識の設置箇所等については、監督職員と綿密に協議すること。</p>						

5) 役務費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input type="checkbox"/> 借地 () <input type="checkbox"/> 電力 <input type="checkbox"/> 用水 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
6) 技術管理費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
7) 営繕費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
8) 現場環境改善費	<input type="checkbox"/> 指定事項有り <input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定事項無し		
9. 現場管理費			
支給品等	<input type="checkbox"/> 本修繕において支給品等有り <input type="checkbox"/> 支給品等有り		
	品名	場所	延長
	<input checked="" type="checkbox"/> 支給品等無し		
10. 検査			
① 中間検査	<input checked="" type="checkbox"/> 下記事項については、検査を要するため、監督職員と協議すること。		
	<input type="checkbox"/> 部分使用検査 () <input checked="" type="checkbox"/> 随時検査 (プルーフローリング試験) () <input type="checkbox"/> 材料検査 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input checked="" type="checkbox"/> 修繕完了後、社内検査を行い監督職員に下記書類を提出すること。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 社内検査合格書 <input checked="" type="checkbox"/> 数量対比表 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (社内検査状況写真) ()		
11. 提出書類等			
① 施工計画書の提出について	(1) 施工計画書の提出(当初請負額5000万円以上の場合) (2) 施工計画書(簡易版)の提出(当初請負額5000万円未満の場合) ただし、「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。 また、下記事項については、監督職員と協議し提出すること。		
	記載事項	内容	

②工事の一部を下請に出す場合	<p>①施工体制について</p> <p>請負者は、下請修繕がある場合、下請契約後10日以内に監督職員へ提出するものとする。施工体制に関する次の書類を監督職員に提出するものとする。また、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に提出するものとする。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</p> <p>なお、施工体制台帳、施工体系図および誓約書(下請負人用)の写しの提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。また、請負者は施工体制台帳および施工体系図の写しを「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」に掲示しなければならない。</p> <p>(1) すべての修繕 …… 施工体制台帳・施工体系図・誓約書(下請負人用) ※修繕外注計画書・下請契約報告書の提出は不要</p>
③安全訓練等の実施について	<p>安全訓練等の活動計画書については現場着手前に、活動報告書については修繕安全対策自己点検チェックリストを実施後7日以内に修繕打合せ簿にて監督職員に提出しなければならない。ただし、提出期限は年末年始(6日間)を含めない。</p>
12. 追記事項	
①工事各種保険	<p>第三者保険の加入</p> <p>(1) 請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、修繕の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。</p> <p>法定外の労災保険の付保</p> <p>(2) 請負者は修繕に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>なお、請負者は上記保険の証券等(契約内容が分かるもの)の写しを監督職員に提出すること。</p>
②公共事業各種調査等に対する協力	<p>(1) 公共事業各種調査の協力について</p> <p>本修繕が公共事業各種調査等の対象修繕となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入して提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本修繕の履行期間経過後においても、同様とする。</p> <p>(2) 公共事業各種調査に伴う日常管理について</p> <p>本修繕が公共事業各種調査等の対象修繕となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って日頃より管理しなければならない。</p> <p>(3) 公共事業各種調査に伴う下請け契約業者について</p> <p>本修繕の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け修繕の受注者(当該下請け修繕の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前(2)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>
③下請負人等の選定	<p>(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 修繕材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。</p>

④暴力団排除に関する事項	<p>請負者は、当該修繕の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>(2) 暴力団等から不当要求による被害又は修繕妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。</p> <p>(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、修繕に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。</p>						
⑤暴力団排除に係る下請契約に関する事項	<p>請負者は、当該修繕の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。</p> <p>(2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。</p>						
⑥暴力団等排除連携会議に関する事項	<p>予定価格1.5億円以上の工事及びその附帯工事並びに市長が必要と認めた工事(工場製作工程が主たる工程となる工事を除く)の請負者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、暴力団等排除連携会議(以下「連携会議」という。)に加入しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、当該修繕の下請人を連携会議に加入させなければならない。</p> <p>(3) 請負者及び下請人は、連携会議に関して、下記の区分に基づき、会議、研修等への出席、警察による修繕現場への指導など、暴力団等排除に関する取り組みについて、協力しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="520 1126 1347 1245"> <thead> <tr> <th>予定価格による設置基準</th> <th>会議形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td> <td>総会</td> </tr> <tr> <td>1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事</td> <td>研修会</td> </tr> </tbody> </table> <p>総会:元請及び下請け事業所の代表者と、警察署暴力団対策担当課長・施工部局の長が一堂に会する会議</p> <p>研修会:元請及び下請け事業所の現場責任者が一堂に会する工程会議等に、警察と市が出向いて研修を行う会議</p>	予定価格による設置基準	会議形態	5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会	1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会
予定価格による設置基準	会議形態						
5億円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	総会						
1億5千万円以上の工事及び当該工事に係る附帯工事	研修会						
⑦地域社会への貢献について	<p>請負者は、修繕施工において自ら立案実施した地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、修繕完了時まで提出することができる。</p>						

<p>⑧熱中症対策に関する事項</p>	<p>(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行修繕の修繕期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。</p> <p>(2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間修繕の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。 なお、WBGT を用いて真夏日を計測する場合は、WBGT が25℃以上となる日数を真夏日とみなす。</p> <p>(3) 履行機関とは、修繕着手日から修繕完了日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、修繕全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率＝ 履行期間中の真夏日 ÷ 履行期間</p> <p>(5) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>
<p>⑨工事カルテの作成登録</p>	<p>受注者は、修繕請負代金額が500万円以上の修繕について、コリンズに基づき、受注・変更・完了・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「工事実績データに登録の承諾」、「工事名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。 ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。</p> <p>○受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 ○変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内 ○完了時：修繕完了後(完了承認後)10日以内 ○訂正時：適宜</p> <p>※) 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。 ※) 変更登録時は、履行期間・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、修繕請負代金のみの変更の場合は原則登録を必要としない。</p>
<p>⑩前払い</p>	<p>□ 本修繕の契約は、2か年度にわたるものであるが、契約年度に次年度の修繕完了の時期を保証期間として、前払金を一括して支払うものとする。</p>

契約に関する特記仕様書

(監理技術者の兼務)

1. 本修繕において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。

ただし、当初予定価格(税込み)が3億円以上の工事、または、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本修繕を含め同時に2件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、久留米市内又は久留米市の隣接自治体内の工事ではない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 本市以外の機関が発注する工事との兼務は、いずれの発注者も認めるものであること。
2. 監理技術者補佐を設置し、特例監理技術者を設置する工事に該当することが受注時に予め判断される工事は「特例監理技術者兼務申請書」を契約締結までに発注者に提出し、承認を得ること。
3. 届出した技術者は真にやむをえない場合を除き変更できない。（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く）
4. 工事の途中で専任の監理技術者が監理技術者補佐を設置し、他の工事現場を兼務する場合、または監理技術者補佐の変更・解除がある場合は、予め監督職員等と協議を行い、技術者の配置、変更等を行う前に「特例監理技術者兼務申請書」もしくは、「監理技術者補佐変更・解除届」を提出し承認をえること。なお、「監理技術者補佐変更・解除届」は発注者が受理したことをもって承認したものとみなす。

(専任を要する主任技術者の兼務)

請負代金が4,000万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

ただし、兼務する工事の一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。

(現場代理人の兼務)

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する工事の両方又はいずれか一方が、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事であること。また、兼務する工事はいずれも同業種の場合に限る。
- ・兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

なお、上記に関わらず次の要件を満たす場合は、3つの工事現場の現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務する工事の全てが、予定価格(税込み)1千万円未満の土木一式工事であること。
- ・工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ・監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

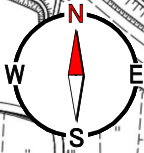
(余裕期間)

- ・本修繕の履行期間は、契約締結日の翌日から70日間であるが、工事着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
- ・余裕期間内は、原則として着手（施工計画書の作成・提出等現場施工の準備開始）しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。
- ・技術者の専任配置を要する修繕については、着手日から技術者の専任を求めることとする。ただし、現場施工（資材の投入や仮設物の設置等）の着手日が仕様書等に明記されている場合には、現場施工の着手日から専任配置を求める。
- ・現場代理人は、現場施工の着手日から常駐を要する。
- ・コリンズ登録は、余裕期間終了日（余裕期間内に着手する場合は、着手届の提出日）までに行うこと。
- ・修繕金額（諸経費）の積算においては、余裕期間は考慮していない。

(着手届)

- ・着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日までに提出すること。
- ・工程表は、着手届と合わせて提出すること。
- ・工程表には、余裕期間を表示すること。

位置図



田主丸町中尾

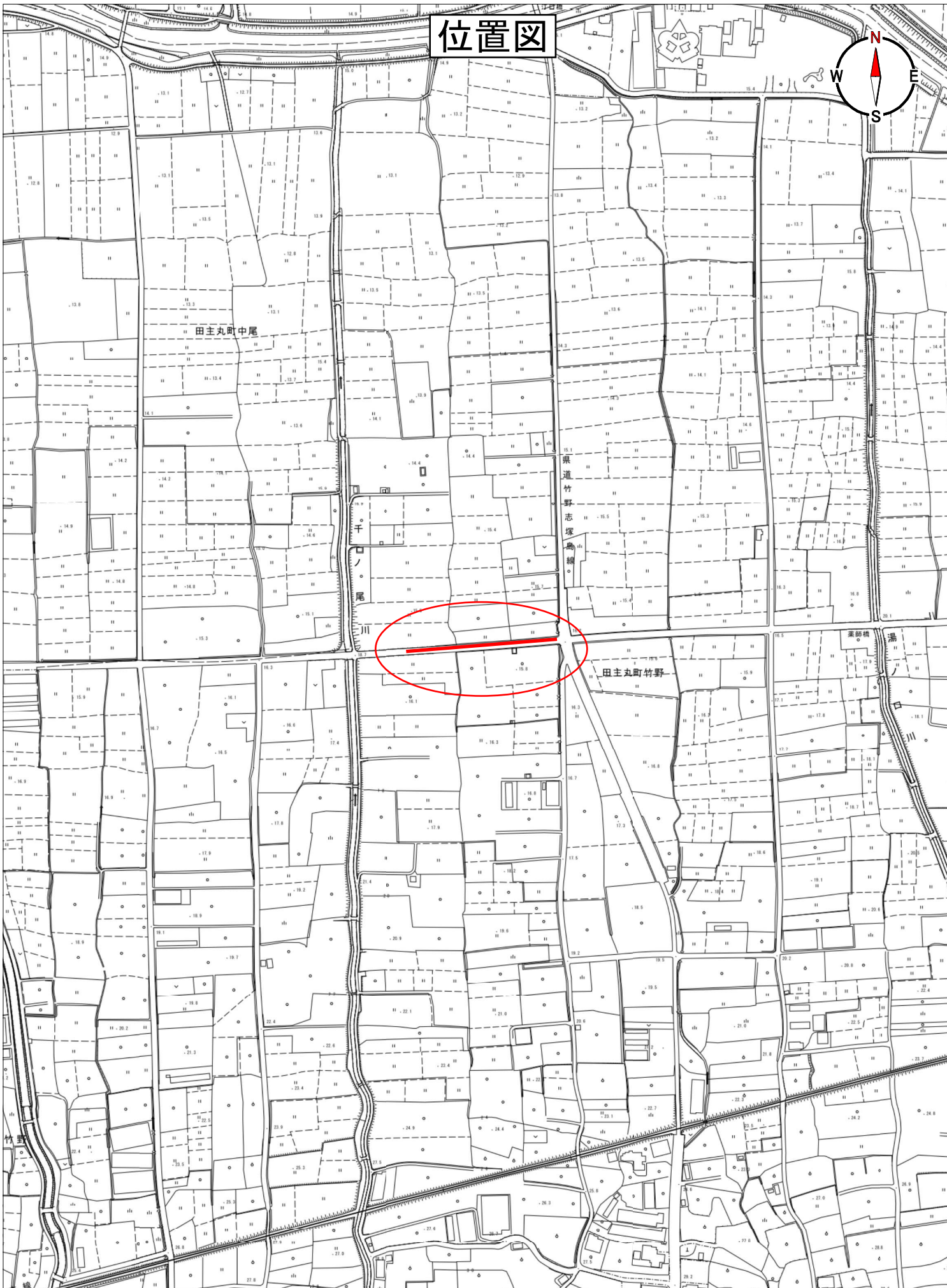
千ノ尾川

県道竹野志塚線

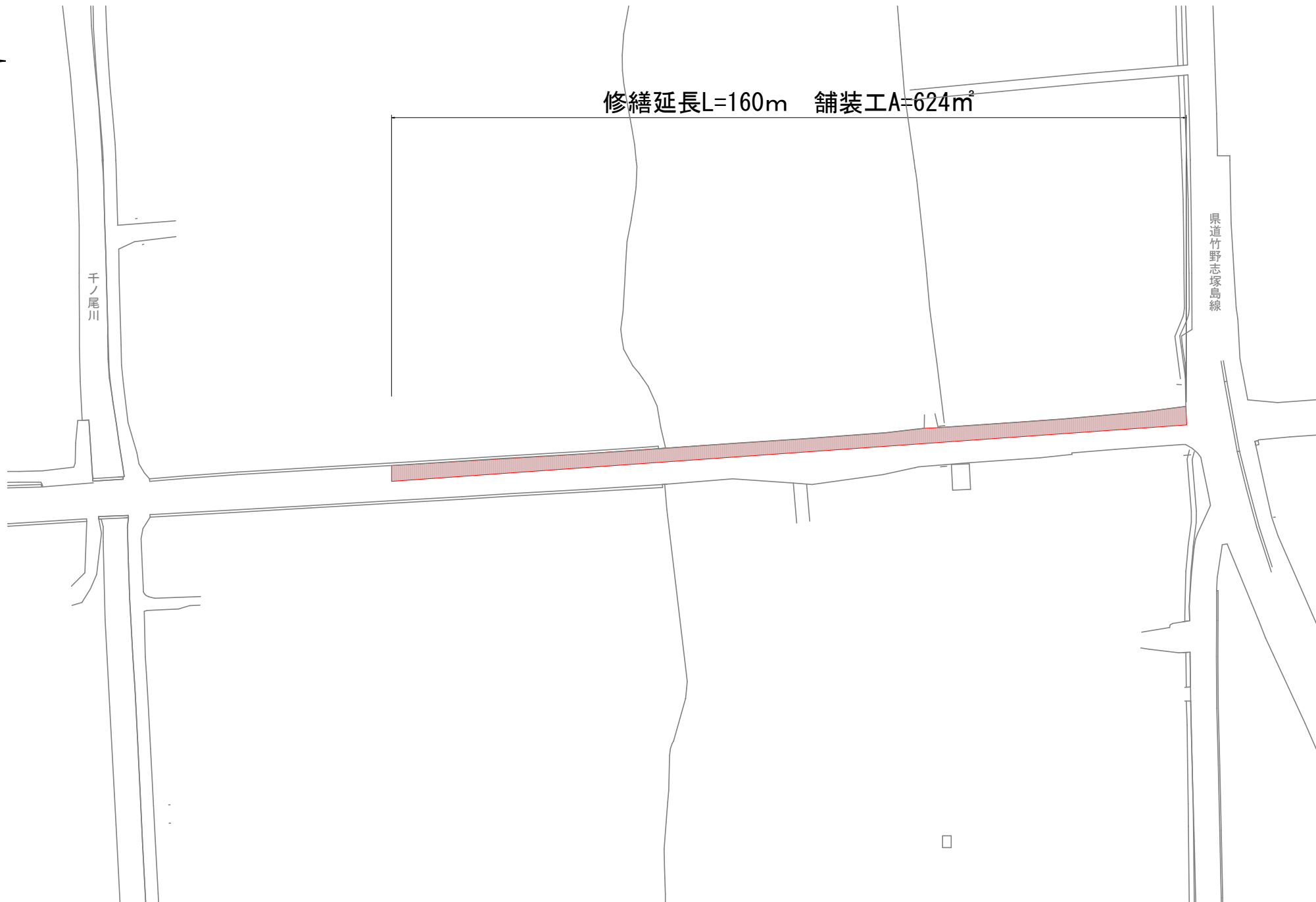
田主丸町竹野

家跡橋

湯



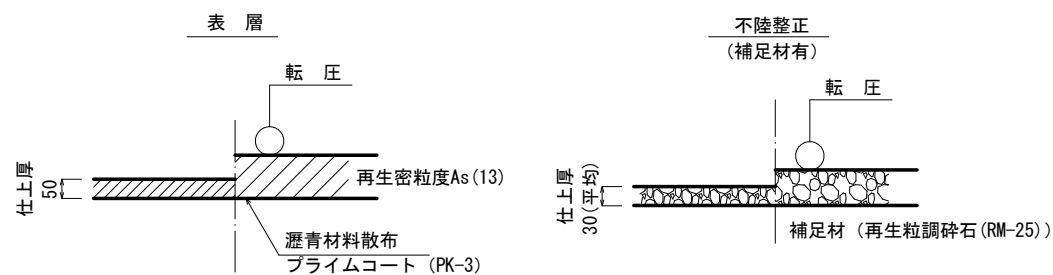
平面図 S=1:500



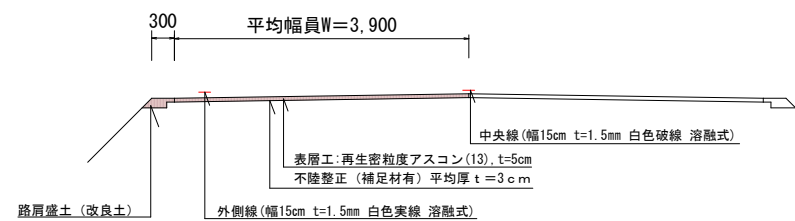
主要工種一覧

工種	規格	単位	数量
舗装工			
表層	再生密粒度As(13) t=5cm	m ²	624
不陸修正	再生粒調碎石(RM-25) 平均厚 t=3cm	m ²	624
区画線工			
外側線(実線)	幅15cm t=1.5mm 白色 熔融式	m	160
中央線(破線)	幅15cm t=1.5mm 白色 熔融式	m	80
土工			
掘削・運搬・処分		m ³	6.4
路肩盛土	改良土	m ³	6.4

舗装構成図 S=FREE



断面図 S=1:50



会計年度	令和6年度		
事業名	配給水管維持管理対策事業		
修繕名	竹野校区舗装修繕 (T794号線)		
修繕場所	久留米市 田主丸町竹野 地内		
図面名	平面図・断面図・舗装構成図		
縮尺	図示	図面番号	1/1
担当課	久留米市企業局 上下水道部 上水道整備課		